

2023年度 公益財団法人埼玉県地方自治研究センター事業計画

埼玉県地方自治研究センターは、公益財団法人として新たにスタートして12年を経過しました。この間、埼玉県内の地方自治の発展をめざして、調査研究に取り組んできました。

国の一般会計予算は11年連続で過去最大を更新しています。実質経済成長率を3.2%と大幅な上方修正による税収も過去最大となりましたが、ウクライナ情勢や今後のコロナ感染状況に大きく影響され、今後の懸念材料となっています。政府は、歳出削減の名のもとに公共サービスの切り捨てを続けてきており、今回のコロナ禍によってその脆弱性が明らかとなっています。新型コロナ対策のほか医療や福祉など社会保障や防災・減災対策など、地方自治体に求められる役割は増大しています。住民の生命と暮らしを守っていくためには改めて公共サービスの再構築することが重要です。

埼玉県地方自治研究センターは、今年度も引き続き地方分権と住民自治の原点に立ち、市民が豊かで安心して暮らせる地域社会をつくるため、調査・研究に取り組んでいきます。

I 機関運営会議

1. 理事会を年2回以上開催し、事業計画及び予算を決定し、事業をすすめます。
2. 評議員会を年1回以上開催し、前年度事業を報告し、決算の承認を受けます。

II 公益目的事業

1. 調査研究事業【定款第5条（1）に定める事業】

地方分権と住民自治の確立をめざし、研究者や自治体関係者、市民と連携して、財政・福祉・医療・まちづくりなど地域に根ざした研究活動をすすめます。

（1）研究プロジェクトについて

① 公契約条例・公共サービス基本条例プロジェクト

昨年に引き続き、プロジェクトとして活動をすすめます。

公契約条例は、全国的には少しずつ動きが加速しつつあります。各地の条例や制定過程の情報を収集・整理し、県内の取組みに活かすよう、情報提供していきます。県内では草加市・越谷市の2市にとどまっており、その後の動きは鈍くなっています。他の自治体に波及させるようセンターとしても取組みを強めます。

② 財政分析プロジェクト

今年度改めて財政分析ソフトなどを活用して各市町村で取り組むためのプロジェクトを設置します。

③ その他

必要に応じてプロジェクトを設置します。

（2）自治体調査について

最低1回の自治体調査に取り組みます。コロナウイルスの感染が広まっており、自治体の対応が問われています。医療をテーマに具体的に計画を立てて実施します。結果をホームページに公表する他、報道機関に情報提供していきます。

(3) 研究会等への参加

- ① 全国の地方自治研究センター・研究所との連携、共同研究を行います。
- ② 地方自治総合研究所をはじめ全国各地で地方自治に関する調査・研究活動を行っている自治研センター・研究所との情報交換・交流を行います。
- ③ 地方自治総合研究所や自治労が主宰するセミナー・学習会などに参加します。市民が中心となる調査・研究活動に参加します。

(4) 資料収集【定款第5条(2)に定める事業】

- ① 県内市町村をはじめ関係機関から地方自治に関する資料・参考文献の収集と整理を行い、県民に提供します。
- ② 県内市町村の予算・決算等のデータを収集・整理し、財政状況を公表します。

2. 啓発活動【定款第5条(3)に定める事業】

(1) 公開セミナーの開催

市民や自治体職員などに広く参加を呼びかけ、公開セミナーを開催します。テーマは、市民や自治体職員が関心を持ち、時宜に適したものとし3ヶ月に1回の開催をめざします。

(2) 議員交流会

自治体が抱える課題について、自治体議員の意見交換や交流を行います。

(3) 講師紹介

依頼に応じて、講師を紹介します。

(4) 職場自治研の推進

自治労埼玉県本部と共催で「埼玉自治研集会」を開催するなど、自治体職場における自治研活動を支援します。

(5) 地域自治研の推進

地域の自治研活動として「埼玉西部地区地方自治研究会」「久喜地方自治研究会」がありますが、他の地区も自治研を立ち上げられるよう支援します。引き続き地域における自治研活動推進のための援助をします。

3. 広報活動【定款5条(4)に定める事業】

調査研究の成果を、「SAITAMA自治研通信」(毎月発行)、機関誌「埼玉自治研」(年2回発行)に発表します。また、ホームページにより公

表し、広く県民に提供します。

4. その他の活動【定款第5条（5）に定める事業】

（1）自治労埼玉県本部と連携した自治研運動に取り組みます。

（2）ホームページを充実します

センターの基本情報のほか、公開セミナーや自治体調査結果、新着図書情報などを掲載し、情報発信のツールとして充実させていきます。

<http://www.saitama-jichi.jp/>

Ⅲ 賛助会員の拡大

個人会員、団体会員の拡大に取り組みます。